



入学貸付・修学貸付 ご案内

金利
年1.26%

これから進学・入学の季節を迎えますが、共済組合では入学金や授業料等の必要な資金の貸付を行っております。返済は給与天引きで便利ですので、ぜひご利用ください。

貸付種類	入学貸付	修学貸付
貸付事由	●入学金 ●授業料(入学金と同時に支払う場合のみ) ●引越代 ●敷金・礼金等	●入学金 ●授業料 ●家賃 ●敷金・礼金等
貸付可能額	給料月額×6ヵ月分(最高200万円)	1ヵ月につき15万円(修学年限1年につき最高180万円) ※4月以降に申込み場合(年度末までの残月数×15万円)となります 例:4月申込みの場合 最高165万円
償還期間	36回～120回(貸付額による) 返済例:100万円借入れの場合 毎月10,955円を96回で返済	150回 返済例:150万借入れの場合 毎月10,813円を150回で返済
必要書類	●合格通知書または入学許可書 ●入学案内書(入学金および授業料の確認ができるもの) ●印鑑証明書 ●続柄の確認書類 ●経費の内訳書 ●他の金融機関からの借入がある場合、毎月の弁済額が確認できるもの	●在学証明書または入学許可証 ●アパート等の賃貸借契約書
申込締切日	毎月末日までに提出の場合、翌月の25日に資金を貸付します。(金融機関が休日の場合、翌営業日) 例 令和4年1月末までに申込みの方 → 令和4年2月25日貸付 令和4年2月末までに申込みの方 → 令和4年3月25日貸付	
申込方法	お勤め先の共済担当課を通じ、共済組合へお申込みください。	
その他	●毎月の償還額が給料月額の30%を超える場合および年間償還額が給料年額(給料月額×16)の30%を超える場合、貸付できませんので、ご注意ください。(毎月および年間の償還額については、他金融機関への償還額を含みます。) ●繰上返済(一部繰上返済)ができます。(手数料不要)	

・お気軽にお問い合わせください・ 共済組合貸付係 電話 076-263-3366

「医療費通知書」は医療費控除の申告手続きに使用できます

確定申告の医療費控除の申告手続きをする際、医療機関等の領収書の添付または提示に代えて「医療費控除の明細書」の添付(要記入)が必要となっています。ただし、保険者(共済組合)が発行する「医療費通知書」を添付すれば、「医療費控除の明細書」の記入を簡素化できます。

医療費控除の申告に使用する際の注意点

- 「医療費通知書」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。この場合、領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。
- 記載されている自己負担額は、公費負担医療等の影響により実際の自己負担額と必ずしも一致するとは限りません。このため、必ず医療機関から発行された領収書の金額と照らし合わせて、異なる場合は領収書の金額に訂正して確定申告に使用していただく必要があります。
- 文字数制限等により医療機関名が表示されていない場合は、手書きで追記してください。
- 「医療費通知書」を使用する場合は、原本の添付が必要となります。また、**再発行はいたしかねますので大切に保管してください。**

※その他、医療費控除の申告に関することについては、お近くの税務署へお問い合わせください。

医療機関から共済組合への医療費の請求時期等により、次回の「医療費通知書」(2月上旬発行予定)は原則、令和3年5月～令和3年10月受診分となります。